

家畜人工授精所廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所
家畜人工授精所の開設者の氏名及び名称

家畜改良増殖法第25条の2第2項の規程に基づき、家畜人工授精所の廃止の届出をします。

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 廃止し、休止し、又は再開しようとする年月日
- 4 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 5 廃止し、又は休止しようとする場合にあつては、家畜人工授精所で保存する家畜人工授精用精液及び家畜受精卵を処分する時期、場所及びその方法